

## 柏崎市街区基準点管理保全要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき柏崎市が管理する街区基準点の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において街区基準点とは、都市再生街区基本調査により設置された街区三角点、街区多角点、節点及び補助点をいう。

### (街区基準点の使用手続)

第3条 街区基準点を使用しようとする者は、あらかじめ「柏崎市街区基準点使用（包括）承認申請書」（別記第1号様式）により市長へ申請し、「柏崎市街区基準点使用（包括）承認書」（別記第2号様式）の使用承認を受けるものとする。

2 前項の承認を受けて街区基準点を使用する者は、柏崎市街区基準点使用（包括）承認書を常時携行し、市職員又は土地所有者等の請求があった場合は、速やかにこれを呈示しなければならない。

3 第1項の承認を受けて街区基準点を使用した者は、使用後に「柏崎市街区基準点使用報告書」（別記第3号様式）により市長に使用結果を報告するものとする。

### (工事施行の協議)

第4条 街区基準点付近で次の各号に掲げる工事を施行する者（以下「工事施行者」という。）は、あらかじめ「柏崎市街区基準点付近工事施行協議書」（別記第4号様式）を市長に提出し、その指示に基づく街区基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。

(1) 街区基準点の一時撤去又は移転を伴う工事

(2) 街区基準点の効用に支障をきたすと思われる工事

2 市長は、前項の規定による協議書の提出を受けたときは、工事施行者に対し「柏崎市街区基準点付近工事施行回答書」（別記第5号様式）により、街区基準点の保全に必要な措置を指示するものとする。

3 工事施行者は、前項の街区基準点付近での工事が竣工したときは、速やかに「柏崎市街区基準点付近工事完了届出書」（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（費用の負担）

第5条 前条に規定する工事に伴う街区基準点の保全措置に要する費用は、工事施行者が負担するものとする。ただし、土地所有者等が行う工事である場合を除く。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、その都度市長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。